

【新型コロナウイルス】クイーンズランド州がシドニー近郊のノーザンビーチを感染多発地域に指定

2020年12月18日  
在ブリスベン総領事館

●18日、ニューサウスウェールズ（NSW）州シドニー近郊のノーザンビーチ地域における新型コロナウイルスの市中感染拡大に伴い、クイーンズランド（QLD）州政府は、同地区を感染多発地域（ホットスポット）に指定し、12月19日午前1時より入州制限を行うこと等を発表しました。

●また、同市中感染に関する接触者追跡調査の結果、QLD州政府は以下の対象者に対し、健康状態を観察し、何らかの症状がある場合には感染検査を受けると共に結果判明まで他人との接触を避ける必要がある旨の公衆衛生上の注意喚起を発出しました。

・12月16日午前9時30分ブリスベン着のシドニー発ヴァージン航空 VA925 便搭乗者

・12月16日の午前11時30分以降に、ブリスベン郊外エイトマイルプレインズ地区のグレン・ホテル（The Glen Hotel: 24 Gaskill St, Eight Mile Plains, QLD 4113）を利用した者

・その他の感染者が立ち寄った施設（ブリスベン空港国内線、レンタカー会社、病院、飲食店、ホテル、感染検査場等）の利用者

●更に、同ヴァージン航空 VA925 便の第7列～11列搭乗客及び同日のグレンホテル・レストランでの濃厚接触者に対しては、州保健当局が接触を試みると共に、直ちに申告の上、感染検査をし、12月16日から14日間の自己隔離を行うことが求められています。

#### 1 入州制限に関する発表

NSW州ノーザンビーチ地域の集団感染発生に伴い、州外からの旅行者及び州に戻るQLD州民に対し以下を求める。

(1) 12月11日（金）以降にノーザンビーチ地域に滞在し、現在QLD州にいる者は、感染検査を受けると共にノーザンビーチを離れた日から14日間、自宅又は宿泊施設で隔離を行う必要がある。

(2) 12月11日（金）以降にノーザンビーチ地域に滞在し、18日（金）以降にシドニーから飛行機でQLD州に到着する者は、感染検査を受けると共にノーザンビーチを離れた日から14日間、自宅又は宿泊施設で隔離を行わなければならない。

(3) 12月11日（金）以降にノーザンビーチ地域に滞在し、19日（土）午前1時以降にシドニーから飛行機でQLD州に到着する者は、到着日から14日間、自己負担によりホテルで隔離を行い、感染検査を受けなければならない。

本発表の内容については、以下の州政府HP（英文のみ）をご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/urgent-covid-19-update>

## 2 接触者追跡調査に伴う COVID-19 公衆衛生上の注意喚起

QLD州政府は以下の対象者に対し、健康状態を観察し、何らかの症状がある場合には感染検査を受けると共に結果判明まで他人との接触を避ける必要がある旨の公衆衛生上の注意喚起を発出しました。

- ・ 12月16日午前9時30分ブリスベン着のシドニー発ヴァージン航空 VA925 便搭乗者

- ・ 12月16日の午前11時30分以降に、ブリスベン郊外エイトマイルプレインズ地区のグレン・ホテル（The Glen Hotel: 24 Gaskill St, Eight Mile Plains, QLD 4113）を利用した者

- ・ その他の感染者が立ち寄った施設（ブリスベン空港国内線、レンタカー会社、病院、飲食店、ホテル、感染検査場等）の利用者

更に、同ヴァージン航空 VA925 便の第7列～11列搭乗客及び同日のグレンホテル・レストランでの濃厚接触者に対しては、州保健当局が接触を試みると共に、直ちに申告の上、感染検査をし、12月16日から14日間の自己隔離を行うことが求められています。

本発表の内容については、以下の州政府HP（英文のみ）をご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/contact-tracing>

接触者追跡調査に伴う公衆衛生上の注意喚起の詳細は以下の州政府HP（英文のみ）をご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/contact-tracing>

NSW州政府の公衆衛生上の勧告等については、以下のNSW州HP（英文のみ）をご覧ください。

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/latest-news-and-updates>

この領事メールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録された

メールアドレスに自動的に配信されています。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane QLD4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>